

## 横浜市道の認定、廃止及び区域変更基準

制 定 平成 26 年 12 月 1 日

最近改正 令和 2 年 4 月 1 日

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この基準は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）の規定に基づく路線の認定、廃止及び区域変更について、必要な事項を定める。

2 この基準は、本市が管理する国道及び県道に準用する。

#### (用語の定義)

第 2 条 この基準において「認定」とは、法第 8 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく路線の認定をいう。

2 この基準において「廃止」とは、法第 10 条第 1 項及び第 2 項並びに同条第 3 項の規定により準用される法第 8 条第 2 項の規定に基づく路線の廃止をいう。

3 この基準において「区域変更」とは、法第 18 条第 1 項の規定に基づき道路の区域を変更することをいう。

4 この基準において「公道」とは、法第 3 条に規定する道路をいう。

5 この基準において「公道移管」とは、市民等から不特定多数の者の交通の用に供されている私有道路の寄附を受けることをいう。

6 この基準において「所管換等」とは、本市他部署、国、県及びこれに準ずる団体（以下「国等」という。）から道路の移管、所管換及び所属替等を受けることをいう。

7 この基準において「付替え」とは、公道を廃止し、その機能を現在交通の用に供されている道路または新たに築造された道路等で代替することをいう。

8 この基準において「開発行為等」とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。）等のまちづくりに関する法令に基づく事業及び横浜市開発事業の調整等に関する条例（平成 16 年 3 月横浜市条例第 3 号。以下「調整条例」という。）等の適用を受ける事業並びに土地収用法第 3 条に規定する公共の利益となる事業をいう。

9 この基準において「公共施設等」とは、国、県、市又はこれらに類する公共的団体が設置又は管理（指定管理を含む。）する公園、学校、社会教育施設、医療施設及び社会福祉施設等で多数の一般市民が利用する施設をいう。

### 第 2 章 認定

#### (認定の対象)

第 3 条 市長が認定の対象とする道路は、次のとおりとする。

- (1) 公道移管及び所管換等（以下「公道移管等」という。）を受けた道路
- (2) 開発行為等の法令及び条例等に基づき道路管理者と協議し築造された道路
- (3) 道路管理者が築造する道路
- (4) 道路管理者が路線整理を行う道路

#### (認定の要件)

第 4 条 市長が認定の対象とする道路は、次の各号の要件をすべて満たした道路とする。

- (1) 有効幅員は、4.5 メートル以上とする。ただし、国等が道路管理者と協議を行い築造する自転車専用道路等にあつては道路構造令等の定める幅員とする。
- (2) 道路の両端が現況形態を有し通行可能な公道に接続していること。

- (3) 前条第1号の道路（公道移管を受けた道路に限る。）を除き、道路管理者との協議に基づき整備がなされていること。ただし、所管換等の道路に関しては道路管理者と協議したものと同等の整備がなされているものを含むものとする。
  - (4) 道路敷地内に法第32条に規定する道路の占用の許可を受けることのできない工作物、物件又は施設が存在しないこと。
  - (5) 前条第3号の道路を除き、道路台帳図データの作成が完了していること。
  - (6) 当該道路の築造にあたり法令及び条例等に反していないこと。
- 2 前項の規定は、前条第4号の道路には適用しない。

### 第3章 公道移管の特則

#### （公道移管の対象）

第5条 公道移管の対象となる道路は、市民等からの私有道路の寄附で、次の要件をすべて満たした道路とする。

- (1) 現況道路形態を有し、不特定多数の者の交通の用に供されていること。
- (2) この基準による認定又は区域変更の規定に適合した道路であること。
- (3) 路面、道路付帯施設、法面、擁壁、排水施設、地下埋設物、幅員及び線形等の状況が、当該道路の公道移管後の道路管理に支障がない状態であること。
- (4) 調整条例の施行の日（平成16年9月1日）以降に都市計画法第32条による協議を道路管理者と行い、自主管理道路として築造された道路については、同法第36条第3項の完了公告の日から1年以上が経過したもの。
- (5) 都市計画法第32条による道路管理者との協議を自主管理道路として行った道路の移管については、当該協議で横浜市へ帰属しないとした理由が解消されていること。
- (6) 開発行為等の区域内にある道路については、当該開発行為等の手続きがすべて完了していること。ただし、（旧）住宅地造成事業に関する法律（以下「事業法」という。）により許可を受け築造された道路にあつてはこの限りではない。

#### （有効幅員の例外）

第6条 公道移管及び所管換等の対象となる道路で、次の各号に該当する場合は、第4条第1項第1号の規定にかかわらず、市長が認定の対象とする道路に必要とする有効幅員は、次の各号の定めによる。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）第3章の施行の日（昭和25年11月23日。以下「施行の日」という。）前に築造された道路 1.8メートル以上
- (2) 施行の日から昭和40年9月30日までの間に築造された道路 3.0メートル以上
- (3) 昭和40年10月1日から調整条例の施行の日（平成16年9月1日）までに指定された基準法第42条第1項第5号の道路（以下「位置指定道路」という。）のうち、指定当初から幅員が4.5メートル未満であり、建築局で定める「職権による位置指定道路の指定の取消し基準」に該当し、取消しが可能な道路 4.0メートル以上
- (4) 昭和40年10月1日以降に事業法による許可を受けて築造された道路 道路管理者と協議した幅員以上、かつ、4.0メートル以上
- (5) 昭和40年10月1日から調整条例の施行の日（平成16年9月1日）までに建築基準法第42条第1項第2号に規定する道路となった道路 道路管理者と協議した幅員以上、かつ、4.0メートル以上

#### （公道に一端しか接続していない道路）

第7条 第4条第1項第2号の規定にかかわらず、公道に一端しか接続していない道路の

うち、次のいずれかに該当し、道路管理上支障がない道路は、同号の規定を満たしたものとみなす。

- (1) 次の要件をすべて満たす公道に一端しか接続していない行き止まり道路
  - ア 延長が 10 メートル以上あること。
  - イ 当該道路に接し当該道路を利用する居住用建築物が 5 棟以上あること。
  - ウ 調整条例の施行の日（平成 16 年 9 月 1 日）以降に築造された道路でないこと。
- (2) 他端が公共施設等に接続している道路
- (3) 他の道路と同時に道路変更等の申請の受付ができ、併せて公道認定を行うことにより、道路の両端が現況形態を有する公道に接続する道路

#### 第 4 章 廃止

(廃止の対象)

第 8 条 市長が廃止の対象とする公道は、次のとおりとする。

- (1) 交通の用に供されていない公道
- (2) 公道移管等に伴う付替えにより不用となった公道
- (3) 開発行為等で不用となった公道
- (4) 道路管理者が路線整理を行う公道

(廃止の要件)

第 9 条 市長が廃止の対象とする公道は、次の各号の要件をすべて満たした公道とする。

- (1) 道路管理者が周辺の道路状況を考慮して付替えを不要と判断した場合を除き、廃止する公道の機能が確保されること。
- (2) 将来的に公道の復元整備が見込まれないこと。
- (3) 廃止により袋地を生じさせないこと。ただし、当該土地の所有者等の本市が指定する利害関係人の承諾が得られる場合はこの限りでない。
- (4) 公道に占用物件がある場合は、その占用者との協議が整っていること。
- (5) 公道隣接地の土地所有者等の本市が指定する利害関係人が、当該公道の廃止に関して承諾していること。

(接続)

第 10 条 廃止に伴い存置する路線は、一端が公道に接続していなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当し、かつ、廃止をすることにやむを得ない事情があると市長が認めるときは、廃止できるものとする。

- (1) 存置する路線が基準法第 42 条第 1 項第 2 号ないし第 5 号及び同条第 2 項により指定された道路に接続しているとき。
- (2) 公道から存置する路線に至るまでの土地に通行地役権の設定等をしたとき。

(適用除外)

第 11 条 前条第 2 項の規定は、第 8 条第 3 号の公道に、前 2 条の規定は、第 8 条第 4 号の公道に適用しない。

#### 第 5 章 区域変更

(区域変更の対象)

第 12 条 市長が区域変更の対象とする道路は、第 3 条に掲げる道路及び第 8 条に掲げる公道とする。

(区域変更の要件)

第 13 条 道路区域を拡幅するにあたっては第 4 条第 1 項（第 2 号を除く。）、第 2 項、第 5

条及び第6条の規定を、道路区域を狭めるにあたっては第9条及び第11条の規定を準用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、基準法第42条第2項に定める道路の有効幅員は同項に定める道路の範囲とする。
- 3 第1項の準用の場合は、第4条第1項中「認定の対象」とあるのは「区域変更の対象」と、第9条中「廃止の対象」とあるのは「区域変更の対象」と読替えるものとする。  
(公道移管等における区域変更の要件)

第14条 公道移管等に伴い市長が道路区域を拡幅する道路は、前条の要件を満たし、かつ、次の各号の要件を満たしていなければならない。

- (1) 交差点から連続して同幅員で拡幅されている道路であること。ただし、調整条例または横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成23年2月横浜市条例第5号。）に基づく公道の拡幅で協議の範囲である場合はこの限りではない。
  - (2) 基準法第42条第2項により指定された公道にあつては、第13条第1項において準用される第4条第1項の規定にかかわらず、同項に定める道路の範囲で拡幅されていること。ただし、交差点から連続して同幅員で拡幅されている道路については、前号の要件とすることができる。
- 2 公道移管等に伴い市長が道路区域を狭める道路は、周辺の状況等を考慮し道路管理に支障ないと認められる4.5メートル以上の有効幅員が確保されていること。ただし、周辺道路の幅員等を考慮して市長が認めた場合はこの限りではない（第8条第4号の公道を除く。）。

## 第6章 開発行為等

(道路管理者との協議)

第15条 第3条第2号の道路を築造、又は第8条第3号の公道を廃止するにあつては、都市計画法等の法令及び調整条例等に基づき、又は準用し道路管理者と協議しなければならない。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成26年12月1日から施行する。  
(旧基準の廃止)
- 2 「市道の路線の認定、廃止及び区域変更基準」（平成16年9月1日制定）は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この基準は、この基準の施行日以降に道路変更手続要綱第4条各号に規定する事前調査回答書により回答した案件について適用し、施行日前に「市道の路線の認定、廃止及び区域変更基準」に基づき回答した案件については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この基準は、令和2年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この基準は、この基準の施行日以降に道路局路政課と協議を行った案件について適用し、施行日前に「横浜市道の認定、廃止及び区域変更基準」に基づき道路局路政課と協議を行った案件については、なお従前の例による。